

判例 直説リで...
別に書かなくても
いいと思うから...

[設問1]

第1. 課題(1)

1. 訴訟物とは 審判対象たる権利・法律関係をいい、実体法上の権利・法律関係ごとに判断する(旧訴訟物理論)。

Bの訴訟の訴訟物は、BのAに対する本件事故に係る不法行為に基づく損害賠償債務が150万円を超えないことの確認の訴訟である。訴訟物 = 確認の訴訟!? これはまちがいです

2(1) AはBに対して本件事故に係るBの不法行為責任に基づく損害賠償請求権を不法行為地であった地であり、^{管轄地} ~~土地~~ ^{民事訴訟法以下各条}に訴訟することが考えられる(5条2号)。

(2) ここで既にBの訴訟が提起されて訴状が被告Aに送達され訴訟係属になっている。そのため、Aの本件訴訟は二重起訴禁~~止~~に当たり訴訟却下とならないか(142条)。

(3) 二重起訴禁止の趣旨は、~~①~~ 矛盾判決のおそれの防止、~~②~~ 被告の応訴の煩の回避、~~③~~ 訴訟経済の確保である。

二重起訴にあたり得るは、①当事者が同一で、②審判対象が同一である場合である。

Aの訴訟とBの訴訟はともにAとBが当事者であり同一である(1)。

Aの訴訟もBの訴訟も同一の本件事故に係る^{不法行為に基づく}損害賠償請求権を審判対象としている。Bの訴訟は150万円の部分に限りは自訴により訴訟物とはなっていない。しかし、150万円を超え部分も訴訟物となり、これはAの訴訟と審判対象

第

問

(合併整理)
これは同一の裁判体に提起しても二つの結果には
なりかねないのでは？

が同一である、元裁判決のおそれがあるから、**審判対象**
が同一という事(2)。

(4) もっとも、Bの訴えは、Aの給付の訴えが提起されると、
訴えの利益を欠き 訴えの却下がされるものと解する。

~~債務不存在確認訴訟~~は 被告の給付の訴えの中で
原告が反論すれば ~~争点となり~~ ^{あきらか} 債務不存在を確認する
利益はないためである。

したがって、上記Aの訴えが提起されると、Bの訴えが却下され
ることによって、訴訟係属するBの訴えがなくなる。

よって、上記Aの訴えは二重起訴にあたらないため適法に
訴えが可能である。

3(1)次に、AがBだけでなくCもで地裁に上記訴えを
提起することが考えられる。

この場合 7条の要件 を満たす必要がある。

(2) AがBに対する訴えとCに対する訴えとは、同一の
本件事故という事実上及び法律上の原因に基づき不法行為
者に基づき損害賠償請求権であるから、共同訴訟の要件
を満たす(38条、40但書)。

したがって、AはBとCを共同被告として、乙地裁に訴
えを提起することができ。 ^{二重起訴(51+2)との関係で}

第2. 課題(2)

Aが ^{Cに対して} 上記訴えを甲地裁に提起するのは、Cは甲市内に
住居している者であるから 普通裁判籍として 管轄が認め

第

問

課題①で論点をひき下して~サレのて
必然的にこちらも論点を
落してひいて~サス

られるので適法である(4条1項)。

AがBに対しても上記訴えを提起するには、課題(1)と同様に併合請求(17条)の要件を満たす必要があり、上述の通りこれは認められるから、AのCとBを共同被告とする訴え甲地裁に提起する訴えは適法である。

〔設問2〕

(1) Aの診療記録に^が~~220条4号ハ~~220条4号ハに該当して文書提出義務が否定されないか。

Aの診療記録は、医師が職務上知り得た事実^{に必要か}を黙秘すべきもの(197条1項2号、220条4号ハ)に該当^{するか}しない。

(2) Aの本件事故に係るD病院での診療記録は、Aの訴えの損害額の認定に~~不可欠~~なものである。これは^{この}か？

さて、A自身もAの診療記録によって損害額が正しく認定されることはAにとって有利なことである。したがって、AはAの診療記録をDが提出することに黙秘で承諾していたと争い得る。これは^{この}か？ これは全部出したのか？

さて、Aの診療記録は、Dが黙秘すべきものではないので、Dは文書提出義務を負い、220条4号ハに該当しない。そのため、~~その~~文書提出命令は認められる。

〔設問3〕

1. 補助参加^(42条)が認められるためには補助参加の利益が必要である。

さて、第一審で補助参加していなかった者でも、補助

第

問

第

問

参加の利益があり、第二審から補助参加すること信
義に反しない場合には補助参加が認められると解
する。 *根拠条文?*

2. Bは、AのBに対する請求が250万円の限度で認容
されたことは争得している。しかし、Cにも過失があり、
BとCは連帯債務を負い、BはCに求償できる(民法422
条1項)ことをBは主張している。これはBがAに対し
補助参加する利益があるといえる。

そして、Bは第一審ではCと同様にAの被告であり、
Aに反論することをもたす防御方法としていたから、Cへの
責任追及をなすべき地位でなかったといえる。このような場合に
第二審から補助参加を認めても信義に反しないといえる。

したがって、Cの(ア)の主張は認められ^{ない}。

2. 補助参加が認められた^{AC問の判決の結果はBには及ばないのでは?}

3. そして、補助参加が認められるので^{Bは}控訴をすること
も可能であり、(イ)の主張も認められ^{ない}。
よって丙敗訴としては、控訴を認めるべきである。

いん

設問1

一、課題1

1. AがBを被告としてZ地裁に訴えを提起することの適法性

(1)ア、Aの訴えとBの訴えに「事件」の同一性が認められるのであれば、Bの訴えは「裁判所に係属」しているため、Aは「更に訴えを提起することができない」(民事訴訟法142条)。

イ、重複起訴が禁止される「事件」の同一性は、訴訟物と当事者の同一性から判断する。その判断に当たっては、訴訟経済、相手方の応訴の煩の回避、判決の矛盾抵触の回避という142条の趣旨を考慮する。

ウ、Bの訴えの訴訟物は^{本件事故を原因とする}共同不法行為(民法719条1項前段)に基づく損害賠償請求権のうち、自認額150万円を除いた部分の^{存在を争う}不存在確認請求である。そこで、これに対して、Aの訴えの訴訟物は、本件事故を原因とする共同不法行為に基づく損害賠償請求権である。厳密に言えば、両者は訴訟物が異なるが前者は後者の裏返しにすぎず、判決の矛盾抵触のおそれがあるため、訴訟物も同一である性が認められる。

また、両者では原告と被告が入れ替わっているにすぎないから、当事者の同一性も認められる。

したがって、「事件」の同一性が認められるため、Aの訴えは不適法である。

(2)ア、もともと、Aの訴えが反訴(民訴法45条146条)の

要件を満たすのであれば、不適法却下する必要はない。

なぜなら、反訴による場合は併合審理が強制されるため、判決の矛盾抵触は生じないし、訴訟経済に適うため、142条そのため、142条の趣旨に反しないからである。

1. Bの訴えとAの訴えとは、訴訟物が同一であるから、「本訴の目的である請求」と関連する、といえる。また、Aの訴えは、Bの訴えの「口頭弁論の終結に至るまで」に「本訴の係属する裁判所」に提起されている(146条項本文)。そして、訴訟物が同一であることからしても、「著しく訴訟手続を遅延させる」(同条項2号)ものでもない。

ウ、 よって、反訴の要件を満たすため、Aの訴えは適法である。

2. CをもBと共同被告とすること

(1) Aの訴えは、本件事故を原因とする共同不法行為に基づく損害賠償権を「訴訟の目的」とするを訴訟物とするものであるから、「訴訟の目的である権利」が「同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき」に当たるため、38条の通常共同訴訟の要件を満たす。

(2) ア、 ここで、AのBに対する反訴被告にCを追加することが出来るか。主観的追加的併合の可否が問題となる。

イ、 主観的追加的併合が一般的に認められていないのは、係属中の訴訟状態を追加する訴えに流用できることは限らず、訴訟が複雑化するおそれがあること、**第三者**の手続保障が害されるおそれがあるためである。

ウ、しかし本件においては、Aによる訴えは、Bの訴えの審理が進んでいない段階で提起されているから、Cの手続保障を害することにならない。また、訴訟物は同一事故を原因とする共同不法行為に基づく損害賠償請求権であるため、訴訟資料の流用が可能である。本件においては、

したがって、主観的追加的併合を認めるべきである。

(3) よて、Aは、訴えの主観的追加的併合により、Cをも共同被告にできる。

二、課題2

Aの訴えは

1、Bの訴えが係属しているのは乙地裁であるため、反訴によることができない。したがって、Aの訴えは142条に反し、不適法となる。

そして、この場合、142条が「更に訴えを提起することができない」としていることから、後訴が却下されるのが原則である。

2、もともと、後訴である給付請求を却下して、執行力を伴ない前訴を残すことは訴訟経済に反する。

そこで、本件においては上記原則を修正し、前訴を訴えの利益を欠くとし、却下することによて、後訴の142条違反を回避するべきである。

3、上記の様に考えることによて、Aの訴えを適法とすることができ。

設問2

1. Bの代理人は、Aの診療記録が一般義務文書(220条4号)に
当たるため、Dには提出義務があると主張することが考えられる。

2. これに対して、DはAの診療記録は220条4号ハに当たる
ため、提出義務はないと反論することが考えられる。

(1) Aの診療記録に記載された情報は、D病院の医師が
「職務上知り得た事実」であり、Aが通常知られたくない様な
ものであるから、「黙秘すべきもの」(197条1項2号)で
ある。
→ 黙秘すべきもの

(2) しかし、Aは本件訴訟において損害の有無を主な争点として
おり、訴訟において診療記録が提出されることを覚悟して
いるといえる。そのため、秘密の主体であるAが開示を黙示に
容認しているといえるため、Dの「黙秘の義務が免除」(220条
4号ハ後段)されたといえる。
それなら自ら全部提出したのでは?

3. 以上より、Dの反論は認められないため、Dには提出義務
がある。

設問3

1. 理由(ア)

「補助参加の申し出は、補助参加人としてすることができる
訴訟行為とともにすることができる」(43条2項)とされており、

「訴訟行為」には「上訴の提起」も含まれる(45条1項本文)。

したがって、Bは第一審で補助参加をしていなくても、A
のためにする控訴の提起とともに補助参加の申し出を
することができる。

2. 理由(イ)

理由(イ)はBには補助参加の利益(42条)が認められないという主張である。

- (1) 補助参加の制度趣旨は、補助参加人に法律上の利益を保全する機会を与えることにある。

そこで、訴訟の結果とは、判決主文中の判断のみならず、判決理由中の判断も含むと解する。

また、「利害関係」とは、補助参加人の法的地位・利益に影響がある関係を意味する。そして、判決の既判力による影響を受ける場合については共同訴訟参加(52条)が用意されているが、法的地位・利益への影響は事実上の影響で足りる。

- (2) BのCに対する求償権(民法719条1項前段・442条1項)が認められるためには、CのAに対する損害賠償責任が認められることが必要である。そうすると、Cの敗訴によって、Bは求償権が認められないという事実上不利な影響を受ける。したがって、Bには補助参加の利益が認められる。

よて、両高裁は、Bの控訴を適法とすべきである。

以上。

AC間の訴訟の結果は

BにはAが勝つのか?

平成30年 民法

学生ID

氏名

近藤 宏一

第1. 設問1

1. 課題 (1) について

(1) AとBを被告として乙地裁に訴えを提起
た場合に本件訴えが適法か、前提としてBの訴え
の訴訟物が何か検討する。

まず、Bの訴えの請求の趣旨には、BがAに対する
不法行為に基づく損害賠償債務は150万円を超え
ないことを確認すると記載されている。債務不存在確認
訴訟である。債務不存在確認訴訟における訴訟
物は、債務の全体の額から自認額を控除した部分
である。なぜなら、自認額を除いた部分につき争うことを
意図しているからである。

したがって、Bの訴えの訴訟物は、請求の原因の要旨によれば

Aは損害額が400万円以下である...と主張している

ことから債務の全体の額である400万円よりBが自認している

150万円を控除した250万円の不法行為に基づく損害

賠償債務である。請求権である。

(2) Aの本件訴えにおける訴訟物は、不法行為に基づく

損害賠償請求権である。そこで、Bの訴えとAの

本件訴えの訴訟物が同一であるため、二重起訴

の禁止（民事訴訟法（以下法令省略）142条）に反し

ない。

そもそも、Bの訴えは確認の訴えである、確認の

訴えは、執行力がなく、その対象が際限なく広がるので、
 確認の利益が必要であると3. 同一訴訟物に
 おいて給付訴訟が提起されている場合には、方法
 選択の適否を欠く訴えの利益がないため、訴えは石高法
 却下される。

142条に反するが、それでもAは損害賠償請求の訴え

本件においても、不法行為に基づく損害賠償請求
 権という同一の訴訟物について不存確認の訴え
 が提起された後、給付の訴えが提起されている。
 したがって、先に提起された確認の訴えは、給付の
 訴えの提起により訴えの利益がなくなったとされる。

(3). 以上より、Bの訴えとAの本件訴えにおいて142条
 に抵触するおそれはなく、Aの本件訴えの提起は適法
 である。

2. 課題(1)後半部分について

(1) AはCをもBと共同被告とできるか。

AのCに対する訴えも、不法行為に基づく損害賠償
 請求権である。不法行為に基づく損害賠償請求権
 において加害者側は不真正連帯債務を負う。そこで、
 AのBに対する訴えとCに対する訴えで矛盾する
 判断は生じないため合一確定の必要はなく、通常
 共同訴訟とされる。そのため、38条前段の要件を
 満たすか検討する。

(2). 上記の通り、AのB又はCに対する訴えの訴訟物は、

不法行為に基づく損害賠償請求権であり「訴訟の
目的である権利」が「数人について共通」(38条前段)
と言える。

したがって、通常共同訴訟の要件を満たすので、
AはCをもBと共同被告として訴訟を提起すること
は適法である。

3. 課題(2)について

(1) Bの訴訟は、乙地裁に提起されているとす。

Aは、BとCを共同被告とする訴訟を甲地裁に
提起することができるか。

(2) 課題(1)同様、Bの訴訟が既に乙地裁に
提起されているためAが甲地裁に提起する
場合、142条に抵触するおそれがある。

なぜなら、142条の趣旨は、矛盾判決を生じる
おそれを防止する点にあるため、142条に反するか否かは
当事者の同一性及び既判決の同一性から
判断する。そのため、Bの訴訟とAのBに対する
訴訟は訴訟物として不法行為に基づく損害賠償
請求権で同一であり142条に反するかである。

しかし、上記の通り、Bの訴訟は訴訟の利益を欠く
ため142条に反しない。

課題①で地裁と区別して見ると結論を導いているが
やはりこの点で、わざわざ別問題になっていることから

(3) 以上より、AはBとCを共同被告として訴訟を
甲地裁に提起することができる。

他に争点か
あるのか？と
言っている
が、た

第2. 設問 2

1. Bは、Dに対してAの診療記録について文書提出命令の申し立てを為す(221条)。これに対して、Dとしては220条4項ハに該当するものの提出を拒むことができるか。

(1) 220条4項ハは、~~「197条1項2号に規定する事実」~~で「黙秘の義務が免除されていないものに記載されている文書」に該当しない場合に文書提出義務を認める。

として、197条1項2号は「医師」に「職務上知り得た事実で黙秘すべきもの」であると3. Aの診療記録にこれにあたるのは明らかである。

も、とも、本件では、Aの訴訟代理人L1が良医にAの後遺症に関するD病院の医師作成の診断書及び診療記録の写しを書証として提出している。そうすると、Aの診療記録は「197条1項2号に規定する事実にあたるが、黙秘の義務が免除されていない」にあたらないとされる。

なぜなら、上記の通りAの診療記録は良医に裁判に提出されているため黙秘の義務が免除されたと評価できるからである。一部は短くしかあるが、

(2) したがって、DはAの診療記録の提出を拒むことはできない。

第3. 設問3

手続補助参加人に控訴を提起できるか
検討して下し

1. L2は、Bの訴訟代理人としてAに補助参加し、控訴を提起できるか。Cは(イ)でBはともにも補助参加することからできないと主張している。そこで、BはAに補助参加できるか、いわゆる参加の利益(42条)が認められるか検討する。

(1) 補助参加制度の趣旨は、被参加人の勝訴を通じて補助参加人自身の利益を図る点にある。そのため、「利害関係を有する」とは法律上の利害関係にあることを言う。

本件で、Cの過失が認められずAのCに対する請求が棄却され、Aが控訴しなければ、Bは250万円全額について責任を負う。しかし、Bの補助参加が認められ、Aが控訴ができれば、~~書面~~Cの過失が認められる可能性にある。その場合、BがAに対して250万円全額支払った場合には、過失割合に応じてBはCに対して求償請求することからできる。

したがって、Bは、訴訟の結果について法律上の利害関係を有すると言える。

(2) 「訴訟の結果」とは、当該訴訟における訴訟物だけでなく、判決理由中の判断について

も含まれる。理由は？

本件では、Cの過失割合が認められずAとCに対する請求が棄却されているとすると、この点についてはCは過失割合が認められればBは上記の通りCに請求償還できる。したがって、Bは判決理由中の判断により法律上の利害関係を有すると言える。

(3) 以上より、Bは本件AのCに対する請求について補助参加の利益が認められるのでC(イ)の主張は認められず、補助参加できる。

2. 次に補助参加できるとして、Cから(ア) Bは

Aのために控訴することはできないとの主張が認められる

(1) 45条1項は、補助参加人は「上訴の提起」をすることによってしており、補助参加人であるBは控訴期間内である本件において控訴ができた。

また、第一審で補助参加していなかった場合/場合でも、補助参加には時期・制限が規定されておらずいつでも参加することが可能であるので、補助参加できるのであれば参加人としてできる行為は当然することであるとされる。

(2) 以上より、BはAに補助参加できる以上、参加人としてできる行為については当然行うことができる。

したがって、Bは45条1項により控訴することができる。

以上。

第1. 設問1

1. 課題(1)

(1) Aの訴えの適法性について

ア 本問は、すでに BがAに対し、本件事実に係る不法行為に基づく損害賠償債務について、債務不存在確認訴訟を提起している。そのため、AがBに対し、本件事実に係る不法行為に基づく損害賠償請求権について給付訴訟を提起することは、重複訴訟の禁止(民事訴訟法(以下略する)142条)に反するのではない。

142条の趣旨は、重複審理による被告の訴訟の負担の防止、訴訟経済に反するものの防止、判決の矛盾抵触の防止にある。そのため、142条の禁止する重複する訴えに当たるかは、①当事者の同一性及び②訴訟物の同一性で判断する。

本件についてみると、^{まず}当事者はいずれもABであり当事者の同一性がある(①充足)。次に訴訟物について、BのAに対する債務不存在確認訴訟の訴訟物は、損害賠償債権金額のうちBの自認する150万円を除いた部分である。そしてAのBに対する給付訴訟の訴訟物は400万円の損害賠償債権である。そうすると両者の訴訟物は150万円から400万円の部分が同一である(②充足)。

したがってAの訴えは重複訴訟の禁止に当たらず~~違法~~適法とも思える。

イ、もっとも、債務不存在確認訴訟は給付訴訟の呼称であり、^{原告が勝訴した場合}給付訴訟の債権が存在することに~~確定~~だけでなく率を確定するだけでなく執行力も付与される。そのため給付訴訟が提起された場合、債務不存在確認の訴えは確認の利益を欠き不合法即下

される。

したがって、本件でも AのBに対する「給付訴訟」が提起され、
BのAに対する「債務不存在確認」の訴えは確認の利益を欠き、不適
法却下されるから、重複訴訟の問題は生じない。

ゆ、以上から、Aの訴えは適法である。 別訴でも取り上げられか？

(2) (を共同被告とする)について

本件事故は BとCによるAに対する共同不法行為である。その
ため、Aが本件事故に基づく損害賠償請求権の給付を求め
る場合、「同一の事実上及び法律上の原因に基づく」として、
B及びCを共同訴訟人として訴えることができる(38条前段)。

したがって、(をBと共同被告とする)は適法である。

2. 課題(2)

(1) 管轄について

B(を共同被告とする)訴えは、上記の通り 38条前段に定め
る場合に当たる。そして、^{被告}Cは甲市内に住所を有しているから
4条1項より甲地裁に管轄が認められ、~~甲地裁~~甲地裁
を共同被告とする訴えについて甲地裁に訴えを提起することができ
る(7条)。

(2) 重複訴訟の禁止について

~~課題(1)で検討した通り~~ 訴訟物について同一性があり、
当事者も AとBの範囲で一部重なっているから重複
訴訟の禁止に当たるとも考えられ、課題(1)で検討した通り
BのA
AのBに対する債務不存在確認訴訟は確認の利益を欠き不
適法である。

わざわざ別問題として

も取り上げてみてほしい。

適法取下されから、重複訴訟の禁止の問題は生じない。

(3) 以上から、AがB(と又同被告として甲乙丙に提起する訴えは適法である。

第2. 設問2

1. Dに文書提出義務があるから、Dから、診療記録は220条4号ハに該当し文書提出命令は認められなとの反論がなれることが考えられるから、220条4号ハの該当性を検討する。

2. 診療記録は「医師」が「職務上知り得た事実」と「黙秘義務」に当たるから、「第197条第1項ニ号ニ規定する事実」(220条4号ハ)に当たる。

もともとAは一定の診療記録についてD病院で勝手に提出して~~お~~いるから、^{診療記録は}「黙秘義務」が免除されてないもの、とは言えないのではないかと。

220条4号ハの趣旨は、特定の職業につく者が「職務上知り得た事実」を開示することによって依頼者のプライバシーを侵害し、依頼者との信頼関係が破壊することによって今後の職業の遂行が困難となることを防ぐことにある。

そうすると、依頼者のプライバシーを侵害するおそれのある事実について、^{当該事実を開示することにより}「黙秘義務」が免除されたものと考えることができると解される。

本件についてみると、診療記録には患者Aに対する情報が記載されているものの、上記の通りAは一定の診療記録について既に謄写を提出済みであるから、診療記録が開示されてもAの被る不利益は大きくない。一方、Aの

開示される部分によるのは?

診断書にある後遺症について本件事故と無関係な症状である
疑いがあり、診療記録によて 400万円の損害額が不当に700万
とないやどうか判断する必要があることから、診療記録の証拠
としての必要性は高い。そうすると診療記録は「黙秘の
義務が免除されたもの」には当たらない。

3. したがって診療記録は 220条 4号ハに該当せず、D
の反論は認められない。

以上から D に文書提出義務がある。

第3. 設問3

1. Cの主張(P)の当否について

~~（イ）~~ 補助参加人は、参加時における訴訟の程度に従い
~~する~~ することができないものを除き、一時的訴訟行為とする
ことができる(45条 1項)。そのため Bが 控訴期間内に
控訴を提起するには可能である。

また、補助参加の申し出は、補助参加人としてするこ
とができる訴訟行為とともにすることができる(43条 2項)。
そのため、Bが第一審で補助参加してなかったとしても、
補助参加の申し出とともに 控訴期間内に控訴を提起
することは可能である。

したがって Cの主張(P)は認められない。

2. Cの主張(イ)の当否について

補助参加は「訴訟の結果について利害関係と有する第三者」
について認めらる(42条)。そこで「訴訟の結果」とは、判決

主文及び判決理由中の判断をい、
「利害関係」とは、法
律上の利害関係~~を有する~~という。
←理由を詳しく詳し。

本件についてみると、Aの訴えについて、判決理由中の判断により
本件事象はBの過失によって発生したものでCの過失を認めるとは
しないとされている。そうするとBCはAに対して共同不法
行為責任を負わないから、BはCに対し~~求償~~すると
ができなくなる。AC間の訴訟の結果はBCは均等とされないのでは？
そのため
~~また~~ Bは「訴訟の結果について利害関係~~を有する~~
三者」に当たる。

したがって
~~以上から~~ Bにはこの訴訟への補助参加が許されるため、
(の主張(イ)は認められない。

3、以上から^高内裁の^裁後訴裁判所は控訴を適法として
審理判断すべきである。

以上

設問1

第1 課題(1)

1 まず、訴えを適法に提起することができるかについて検討する。

(1) 本問において、BはAに対し債務不存在確認訴訟を提起しており、これに対しAがBに対し訴訟を提起することが重複訴訟の禁止に抵触しないか(民訴法(以下略)142条)に抵触しないか。

(2) 同条の趣旨は、矛盾審判のおよび回避、被告の応訴の煩、訴訟不経済という弊害の防止にある。そのため、重複訴訟にあたるか否かの判断においては、当事者の同一性と審判対象の同一性にお判断する。

(3) 本問において、Bの訴えではA・Bが当事者であり、Aが提起する訴えでも当事者はA・Bである。したがって、当事者の同一性は認めらる。

イ Bの訴えの訴訟物は、不法行為に基づく損害賠償請求権のうち150万円を超える部分である。

審判対象の同一性とは、原則として訴訟物が同一であることをいうが、この場合に限定すると、訴訟物は異なっているが実質的には同一訴訟の繰り返しといえるような場合において起訴を禁止できなくなってしまう。142条の趣旨を汲却することになる。そのため、当該同一性とは、訴訟物たる権利関係が同一である場合も含むと解する。

本問において、Bの訴えの訴訟物は不法行為に基づく損害賠償請求権のうち150万円を超える部分である。対し、Aの

第

問

訴えは、同一事件性についての不法行為に基づく損害賠償請求権が訴訟物となる。したがって、両者は訴訟において、訴訟物たる権利は同一であるといえる。

よって、Aの訴え提起は重複訴訟の禁止に抵触する。

したがって、Aの訴え提起を適法なものとするには、反訴(法146条)提起を科すべきである。これによれば、併合審理がなされるため、重複訴訟禁止に抵触しない。よって、反訴提起の適法性について検討する。

反訴の要件は、Aの訴えは、Bの訴えと訴訟物たる権利が同一であり、その発生原因も本件事実である。また、AとBは損害額について争っているため、争損害額についての攻撃防御方法を用いる。よって、本訴と反訴について、発生原因と攻撃防御方法の同一性が認められる。したがって、146条1項本文で要求する、反訴が本訴の請求と関連する要件を、この要件を充足する。

また、同一の訴訟物についての同一の争点に関する訴えであるから、同一の訴訟物を用いることができ、「著しく訴訟手続を遅延させる」場合に当たらない。Bの訴訟は第1回口頭弁論前ではない。

したがって、反訴提起は適法に行うことができる。

(5) 以上より、Aの訴えは適法に行うことができる。

第2次に、Cを共同被告にすることができるかについて検討する。

(1) Cを共同被告とすることができるかについては、38条前段の要件充足性が問題となる。

A本問において、AのBとCに対する訴訟は本件事実という

同一事実上の原因に基づくものである。また、同訴訟は、共同
不法行為という同一の法律上の原因に基づくものである。

したがって、同床前殺の要件は充足する。

(2) もっとも、Cとしては、既に係属しているBの訴えに途中から参加
することにより、不利益を被らぬかが問題となる。主観的追加の場合

本問において、Bの訴えの経過から見て、Cは審理の最初から
訴訟に関与することになると考えうる。そのため、Cには予想的
利益が保護されているといえる。

(3) したがって、Cを共同被告とすることが出来る。

第

2 課題 (2)

1 Aの訴え提起は、前述の通り、反訴提起に於けるが、146条
1項に於いて、反訴は本訴の係属する裁判所に提起しなくては
ならない。本訴の係属する裁判所は乙地裁である。そこで、Aの訴え
を甲地裁で提起するのは、重複起訴の禁止に抵触しないか。

2 Bの訴え本訴においては、「訴訟物たる権利債権が存在する」とい
う判断は既判力が生じるだけであるが、Aの訴えである給付
訴訟においては、執行力も得ることと出来る。そして、反訴提起
がなされると、Bの訴えである債務不存在確認訴訟は訴えの利益
を失う不適法却下となる。そのため、本問において、Aの訴えを甲地裁
で提起することが出来るのは妥当ではない。

3 したがって、当該訴えは、重複訴訟の禁止に抵触せず、適法な
ものと認めらる。

設問 2

せ、かつ訴訟①で訴訟物が完全に同一である

問題
短答
OK

第

問

1 Aの診療記録について、Dに文書提出義務が認められるか、
200条4号ハ該当性が問題となる。

2(1) 本問において、Aの診療記録はD病院の医師が職務上
知り得た事実を記載したものである(197条1項2号)。もともと、
医師が職務上知り得た事実を記載した書面に付き、全て提出
義務が認められるとすると公正・公平な裁判が困難となる。

そこで、Aの診療記録が「黙秘すべきもの」にあたるかが問題
となる。

(2) 「黙秘すべきもの」にあたるか否かは、表証証拠として提出する
ことによる不利益と提出せよとのことにより犠牲となる真実
発見、裁判の公正とを比較衡量して判断する。

(3) 本問において、Dは、Aの診療記録を提出することにより、
他の患者からの信頼を失う可能性がある。しかし、Dが提出する
のは、Aが当事者となっている裁判においてである。そのため、
D病院に対する信頼の低下は生じないと考えられる。それは明らか

他方、本件 Aの訴えにおいては、本件事故と治療及び後遺
症との因果関係が争点となっており、Aの従前の診療記録が
重要な証拠となる。仮に、Aの診療記録が提出せよとなれば、
加害者が負担すべき額を超えて賠償義務を負うという不合理
な判決が行われる可能性もある。

したがって、両者の比較衡量衡量より、後者「黙秘すべき
もの」にあたるないと解すべきである。Aが既に一部を提出している

よって、Aの診療記録は200条4号ハに該当せず、Dには提出

義務が認められる。

設問3

1 (3)の主張について

補助参加人の訴訟行為等について定め、45条1項をみるに、~~非~~補助参加人が「上訴の提起」をすることも認められている。よって、43条2項において、補助参加の申出を「上訴の提起」とともにすることができると定められている。

したがって、Bの補助参加と控訴について異議を述べたBの主張は妥当ではない。

2 (イ)の主張について

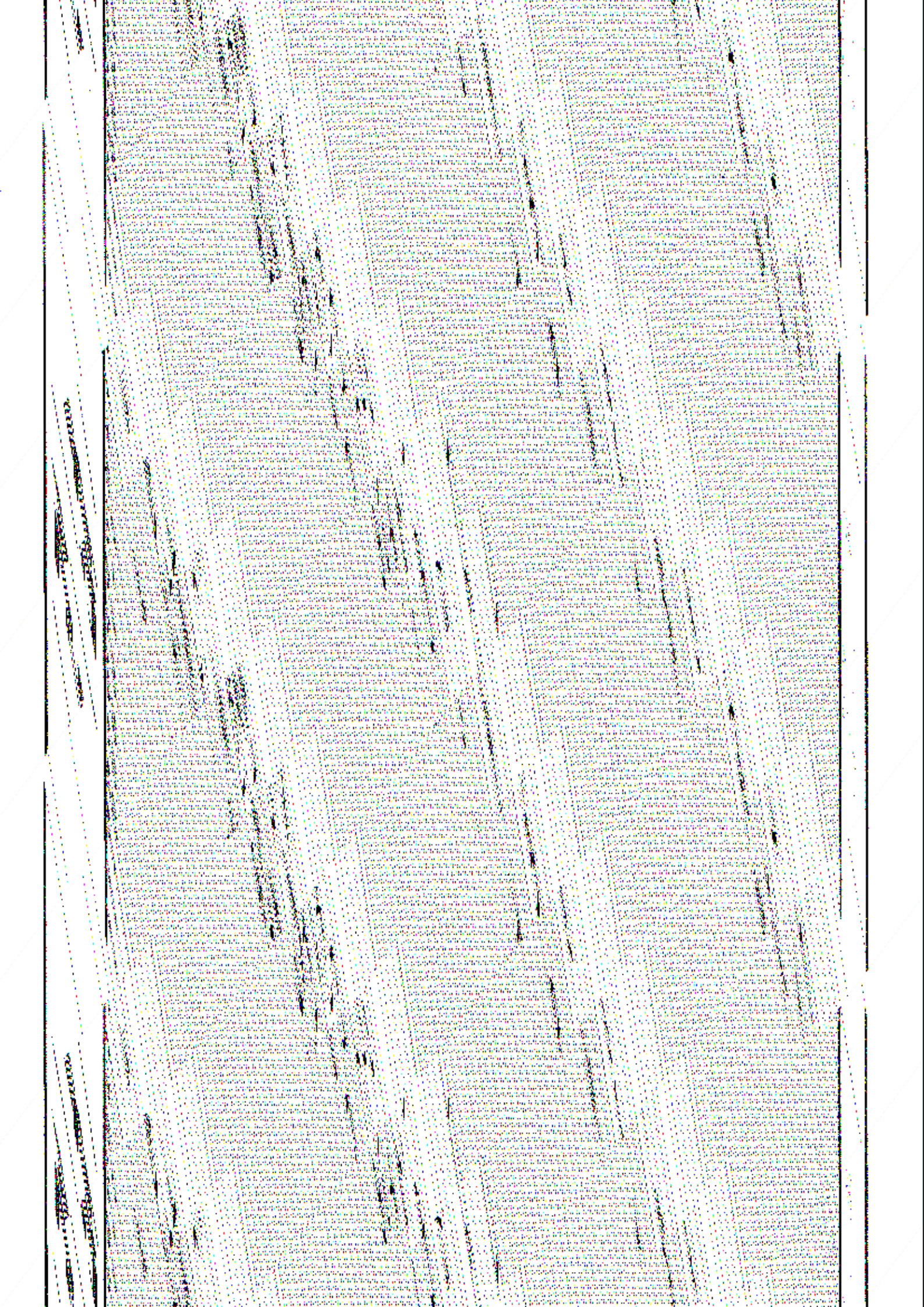
(1) (イ)の主張は、Bが42条の「利害関係を有する第三者」にあたらないとの主張と考えられる。よって、単補助参加の要件充足性が問題となる。

(2) 「訴訟の結果」~~とは~~については、利害関係人を訴訟に関与させて紛争の全面的解決を図るべきであるから、判決主文中の判断に限らず、なく判決理由中の判断を含むと解すべきである。

「利害関係」については、感情的利益や一般債権者としての利益では足りず、法律上の利害関係があれば認められる。

(3) 本問において、Aの請求が認められた場合、B・Cは共同不法行為者として不真正連帯債務を負う関係にある。そのため、AC間の訴訟結果は、BのCに対する求償権発生を左右するもの~~である~~といえる。したがって、Bは「訴訟の結果」に於て「利害関係を有する第三者」にあたるため、(イ)の主張は認められない。

AC間の訴訟の結果に
BCは拘束されず
これは



第1 設問1

1. 課題(1)について

(1) AがBを被告として乙地裁に訴えを適法に提起できるか。

Bの訴えの訴状が送達され訴訟係属していることから、重複訴訟の禁止(142条)に反しないか問題となる。

ア 142条の趣旨は、訴訟不経済の防止、既判力の矛盾・抵触の回避、被告の応訴の火災の回避にある。この趣旨から、「訴え」とは①当事者の同一及び②審判対象の同一が認められる訴えという解釈する。

イ 本問ではBの訴えの当事者がABであり、Aの訴えの当事者もABである(①充足)。

ウ Bの訴えの訴訟物はAのBに対する本件事故という不法行為に基づく損害賠償のうち、150万円を超える部分である。

Aの訴えの訴訟物はAのBに対する本件事故の不法行為に基づく損害賠償全部である。訴訟物の全てが

エ 重なり一致するわけではないが主要な審判対象は重なり

合、^{いほこと}審判対象が同一であり、142条に反して適法に提起できないようにも思えるが、本件においては^{142条の}趣旨に反せず適法であると解釈すべきである。以下理由を述べる。

イ 又 Bの訴えは債務不存在訴訟であるのに対しAの訴えは給付訴訟である。給付訴訟は確認訴訟に比べ、執行力を有することから紛争解決の手段としてより適切であるといえる。

そして本件においてはBの訴えは訴訟係属しているものの

第1回口頭弁論期日前の段階であり、Aの訴えが提起されず訴えを却下しても訴訟経済の観点から問題はない。

よってBの訴えはより直接的な紛争解決の手段であるAの系合付訴訟にてAの訴えが提起されたことにより訴えの利益が失われたとして、訴えを却下されるべきである。

オ 以上よりBの訴えが却下されることにより、Aの訴えは重複訴訟にあてられないこととなり、直ちに提起することができる。

(2) CとBを共同被告とすることができるか

ア 共同訴訟の要件である38条を^{前記}検讨する。

イ Aの訴えはB及びCに対する本件事実という「同一の事実上及び法律上の原因に基づく」ものであり、要件を充足する(38条)。

ウ 以上よりAはCも共同被告として訴えを提起できる。

2 課題(2)について

(1) AがBとCを被告として甲地裁に訴えを提起できるか。甲裁判所に管轄が認められるか問題となる。

(2) Aの訴えの共同被告であるCの住所は甲市であることから、Aの訴えについて甲地裁に管轄は認められる(4条1項, 7条)。

(3) しかるに前述の通りBの訴えがすでに乙地裁に係属していることから、重複訴訟の禁止に反しないか問題となる。

イ Aは移訴訴訟の提起と同時にBの訴えについて移送の申し立て(17条)をするべきである。

→

カミヤジー、考えたね。でもそれならA訴訟の方を移送されてく...

移送の申立ては当事者間の衡平又は訴訟の著しい
遅滞を避ける必要があるときに認められる。

本件事実は甲市に住むAが被害者であり、争点とな
っているAの本件事実による治療後遺症の治療も
甲市内にあるD病院で行われている。 *（この事件現場は乙市では*
そうすると、言正権の所在地、及び事故被害者の *（住所*
地であることから、当事者間の衡平 *（及び訴訟の著しい* の点から
Bの訴えの移送は認められると解する。

ウ 移送の結果、Bの訴えは前述の通り訴えの利益を欠き
訴えが却下される。そうすると重複訴訟の禁止にも反し
ない。

(4) 以上よりAは甲地裁にも適法に訴えを提起できる。

第2 設問2

1. Dに文書提出義務(220条)が認められるか。

Dからは220条4号ハに本件文書が該当し提出義務
はないとの反論が考えられるからため、以下不貸けする。

2. 220条4号ハの趣旨は職務上知り得た事実につ
いてプライバシーを保護しなければ信頼関係が損われ
将来の職務遂行に困難となるおそれがあるものにつき
典型的にプライバシーを保護することにある。

そうすると、職務上知り得た事実についてプライバシーを
保護する相手が自らその事実の一部を明らかにしている
場合は、プライバシー保護の必要よりも知り得た事実を

*この部分からしても
変わってくるのでは。*

提出する必要性の方が高く、~~例外的に同条~~ 文書提出義務が認められ、当該文書は 220 条 4 号 ハ に該当しないと解すべきである。

3. 本件についてみると A は自ら D 病院の診療記録の~~写し~~の写しを書証として提出しており、自ら「~~プライバシー~~」を放棄していることから、診療記録の全部を D が提出しなくても信頼関係が損なわれるとはいえない。

4. 以上より ~~44~~ 220 条 4 号 ハ に該当せず「文書提出義務」は認められる。

第3 設問 43 について。

1 主張 (ア) について。

(1) ~~補佐参加人は、参加の時に~~ ~~訴訟~~

(1) は第一審で補助参加をしていない者によって控訴すること
はできないと主張するが、「補助参加の申出は、

補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにする

ことができる」(43 条 2 項)、本件においては控訴期間内

に控訴をしていることから適法である。45 条も挙げて下し

(2) よって 主張 (ア) は認められない。

2 主張 (イ) について。

(1) (イ) の主張は B が「利害関係」(42 条)を有しないと
するものだと解される。

(2) 「利害関係」とは、法律上の利害関係をいい、

訴訟の判決が参加人の法的地位又は法的利益

に影響を及ぼすおそれがある場合という。

そして「676公の結果」は判決主文及び判決理由中の判断という。

補助参加の趣旨からもう少し詳しく説明してあげたい

(3) 本件では、Cの過失が認められ、場合によってはBとCは

共同不法行為の不真正連帯債務関係となり、

BはCに対し過失割合に応じて上記債務の弁済額を求償することができるという法的利益があり、

「利害関係」を有するといえ、補助参加の利益が認められる。

(4) 以上より主張(4)も認められない。

以上